

第 12 回 浪江町復興整備協議会特別会議 議事録		
日時	令和 5 年 3 月 29 日 (水) 14 : 10~14 : 50	
場所	福島県庁本庁舎 2 階 第一特別委員会室	
復興整備事業	さけふ化施設整備事業 (小野田地区)、棚塩 RE100 産業団地整備事業 (棚塩地区)、道路橋りょう整備事業 (再生・復興) (主要地方道浪江三春線)	
出席者	復興庁 (オンライン)	福島復興局 参事官 酒井 敏浩
	農林水産省 (オンライン)	東北農政局 農村振興部農村計画課 課長 小椋 好明
	福島県	企画調整部 復興・総合計画課 主幹 宍戸 正 " 地域政策課 課長 及川 宗郎 農林水産部 農業担い手課 課長 竹内 孝重 農林水産部 森林保全課 副課長兼主任主査 吉成 吉美 土木部 道路整備課 主幹兼副課長 菊地 和良 " 都市計画課 課長 玉川 善徳 相双農林事務所 企画部 部長 松本 幸治 " 森林林業部森林土木課 課長 民安 義仁 相双建設事務所 企画調査課 課長 鈴木 教弘 " 事業部道路課 課長 服部 典之
	浪江町 (オンライン)	建設課 課長 戸浪 義勝 " 主幹兼中心市街地整備室長 今野 裕仁 " 中心市街地整備室係長 上野 幹一 " 中心市街地整備室副主査 木村 正信

○協議内容

1. 開会 (浪江町建設課主幹兼中心市街地整備室長 今野)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：公開として報告
- ・傍聴人への注意事項

2. 議長あいさつ

- ・浪江町復興整備協議会規約第 9 条第 1 項により、浪江町長代理人の戸浪義勝建設課長が議長となる。

3. 議事

(議長：浪江町建設課長 戸浪)

それでは、浪江町の現状と課題について、浪江町から説明させていただきます。

(説明者：浪江町建設課中心市街地整備室副主査 木村)

それでは、浪江町の現状と課題について説明申し上げます。

【別紙「現状と課題」により説明】

(議長：浪江町建設課長 戸浪)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：浪江町建設課長 戸浪)

それでは、議事に入ります。

浪江町からさけふ化施設整備事業及び棚塩 RE100 産業団地整備事業に係る復興整備計画変更(案)概要について説明願います。

(説明者：浪江町建設課中心市街地整備室副主査 木村)

それでは、浪江町復興整備計画変更(案)についてご説明申し上げます。

【浪江町復興整備計画(案)の概要、構想図、総括図、計画図等について説明】

(議長：浪江町建設課長 戸浪)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問なし

(議長：浪江町建設課長 戸浪)

続きまして、浪江三春線改良工事について、福島県土木部道路整備課から復興整備計画変更(案)概要について説明願います。

(説明者：福島県土木部道路整備課主幹兼副課長 菊地)

それでは、浪江町復興整備計画変更(案)についてご説明申し上げます。

【浪江町復興整備計画(案)の概要、構想図、総括図、計画図等について説明】

(議長：浪江町建設課長 戸浪)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問なし

(議長：浪江町建設課長 戸浪)

それでは、土地利用方針については、農林水産大臣の同意を得ることとなっております。東北農政局の小椋様、同意することにご異議はございませんか。

(東北農政局農村振興部農村計画課長 小椋)

異議はございません。

(議長：浪江町建設課長 戸浪)

ありがとうございます。続きまして、保安林の指定の解除及び保安林内の作業許可につきましては、福島県の同意を得ることとなっております。福島県森林保全課の吉成様、同意することにご異議はございませんか。

(福島県農林水産部森林保全課副課長兼主任主査 吉成)

異議はございません。

(議長：浪江町建設課長 戸浪)

ありがとうございます。続きまして、福島復興局の酒井様、復興整備計画の変更について何かございますでしょうか。

(福島復興局参事官 酒井)

意見はございません。

(議長：浪江町建設課長 戸浪)

ありがとうございました。以上で議事を終了いたします。

なお、本日協議しました「浪江町復興整備計画変更案」については、後日、町HP等で公表したいと考えております。

これを持ちまして、議長の任を解かさせていただきます。円滑な審議に御協力いただきありがとうございました。

閉会（浪江町建設課主幹兼中心市街地整備室長 今野）

○協議結果

- ・東日本大震災復興特区法の規定に基づき復興整備計画を公表することで、農地転用の許可、保安林の指定の解除及び保安林内の伐採・作業許可があったものとみなされる。